

## 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく 健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月公布)により、地方公共団体の長は、毎年度、次の比率を関係書類と共に監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければならないこととされています。

### 1. 実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率をいいます。

### 2. 連結実質赤字比率

一般会計のほか、国民健康保険・老人保健・介護保険・簡易水道事業・下水道事業の各特別会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率をいいます。

### 3. 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率をいいます。

### 4. 将来負担比率

一般会計及び特別会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をいいます。

### 5. 資金不足比率

簡易水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足額の事業の規模に対する比率をいいます。

実質赤字額・・・歳入歳出差引額から繰越財源等を除いた数値

標準財政規模・・・財政規模に対する一般財源の標準的な数値

準元利償還金・・・特別会計及び一部事務組合等への繰出金・負担金のうち地方債の償還の財源に充てたと認められる数値

事業の規模・・・営業収益に相当する収入額から受託工事収益に相当する収入額を差し引いた数値

住田町の平成 19 年度の健全化判断比率及び資金不足比率は、以下のとおりです。

|         | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率  |
|---------|--------|----------|---------|---------|
| 健全化判断比率 | - %    | - %      | 14.1 %  | 37.5 %  |
| 早期健全化基準 | 15.0 % | 20.0 %   | 25.0 %  | 350.0 % |
| 財政再生基準  | 20.0 % | 40.0 %   | 35.0 %  |         |

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないため「-」と表示しています。

なお、実質収支は 34,708 千円（1.21 %）、連結実質収支は 85,781 千円（2.99 %）の黒字となっています。

|         | 簡易水道事業 | 下水道事業 |
|---------|--------|-------|
| 資金不足比率  | - %    | - %   |
| 経営健全化基準 | 20.0 % |       |

資金不足比率は、資金不足がないため「-」と表示しています。

#### 財政の早期健全化について

健全化判断比率等のいずれかが早期健全化基準（経営健全化基準）以上である場合には、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、財政の早期健全化を図るため必要な最小限度の期間内に、実質赤字額がある場合には歳入歳出の均衡を回復することを、他の健全化判断比率等が基準以上である場合にあってはそれぞれの比率を基準未満とすることを目標として、財政健全化計画（経営健全化計画）を議会の議決を経て定め速やかに公表するとともに県知事に報告しなければならないこととされています。